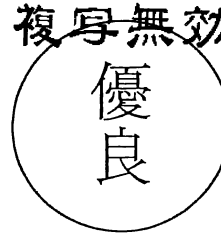


特別管理産業廃棄物処分業許可証



住所 佐賀県唐津市鎮西町菫蒲3700番地20

氏名 一般財団法人佐賀県環境クリーン財団
理事長 諸岡 泰輔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和6年(2024年)7月10日

許可の有効年月日 令和13年(2031年)7月9日

1. 事業の範囲

中間処理業(焼却)

特別管理産業廃棄物の種類: 感染性産業廃棄物 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	焼却施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業(焼却)にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	唐津市鎮西町菫蒲3700番8
設置年月日	平成20年7月22日
処理能力	19.0t/日(24時間)
許可年月日	平成19年(2007年)7月24日(変更許可)
許可番号	佐賀県指令19廃第010007号

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年7月10日 更新許可 優良基準適合 以下余白

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告(被告の代表者は、佐賀県知事です。)として訴訟を提起することができます。